# 土御門家の家職と天文暦算

はじめに

基づく近世社会編成の問題として展開した。 の統治原理として指摘された「職分」概念を経て、公儀の承認に 喩的な表現ではない。家職論は、文化史的「家元」論や法制史上 家職という語は、たんに家業の世襲をあらわす超時代的かつ比

近世的「家職」像が姿を現したのである。 取りながら、「将軍や幕府権力こそが家職を保証する権威たりえた」 取といった諸集団への「許状」や補任、官位の執奏といった事象 の発見が家職論の地平を切りひらいた。伝統的朝廷権威の形態を さらに、近世社会において、神職・神事舞太夫・陰陽師・相撲

された存在であるという指摘は、政治史とも接続する論点を切り 家職が、慣習的・社会的存在であるだけでなく、政治的に編成

> 近世的朝廷の姿を規定したものとする位置づけがなされた。 の家業こそ公家衆の「役」設定の前提条件であることを明文化し 文禄二年(一五九三)「諸家々業御沙汰覚」が、家伝の学芸として 開いた。たとえば、統一政権による公家家職編成の端緒である、

梅

田

Ŧ

尋

分」を保証される宗教者・職人集団の関係については身分的周縁 うに入門者への「伝授」<br />
(書法や紫緒などの形を取る)を伴う門人 別できよう。後者の家職支配を行う公家(本所と称する)と「職 関係をとるものと、職分に関わる免許・許状を発行するものに大 来異なる職分に適用される場合―の家職解釈の有りようである。 諸集団の特権的位置を認める社会的機能を果たす場合―或いは本 家職として相伝し教授する公家の「職分」が、その外部において 公家家職の外部社会への展開には、「歌学」「筆道」「蹴鞠」のよ そこで問題となるのは、朝廷社会内部での特定の技芸・学芸を

会全体に位置づける上で重要な論点となろう。 広がり」がみられたとされる。この指摘は、公家社会論を近世社れら両側面において近世後期には身分・地域を超える「社会への論の展開のなかで、多くの事例が見いだされてきた。そして、こ

では、公家家職が社会的に広がる中で家職の内容はどのように を家職とした土御門家(安倍氏)と、「暦博士」を称し、日時勘文 が、世に対する、「暦道」の位置づけが曖昧であったうえ、貞享改暦後、 道に対する「暦道」の位置づけが曖昧であったうえ、貞享改暦後、 が分掌していた。 しかし、陰陽 がぶす範囲が変動・伸 がでは、公家家職が社会的に広がる中で家職の内容はどのように の家職範囲は再定義を迫られた。

異なる点である。 異なる点である。 異なる点である。 この幕府による頒曆制度の確立は、暦のもつ社会的・文化的性 との幕府による頒曆制度の確立は、暦のもつ社会的・文化的性 との幕府による頒曆制度の確立は、暦のもつ社会的・文化的性 との幕府による頒曆制度の確立は、暦のもつ社会的・文化的性

こうした朝廷内外の諸機関の関係及び天文・暦学という職掌範

暦道を中心に「家職」に関わる論理の展開を追う。囲そのものの変動という問題点をふまえつつ、土御門家の家職と

# 近世暦制度の展開と土御門家

1貞享改暦前後の暦と土御門家

近世における陰陽道・暦道分掌の問題は、元和期に土御門泰重がを徳井家を取り立て「暦道」を委ねたことに起因する。近世初期を徳井家を取り立て「暦道」を委ねたことに起因する。近世初期を徳井家は興福寺に付属して南都寺社に日時勘文の上奏を行い、南徳井家は興福寺に付属して南都寺社に日時勘文の上奏を行い、南衛が日蝕の予知を外した際にも「恥辱」だが「家職」にはあらずと暦道管掌を否定し、責任を逃れていた。

とは直接関らない、あくまで朝廷内部での役割であった。上する暦本の作成を意味し、京暦・三島暦といった民間の暦発行ただし、この段階での暦をめぐる家職とは、本来的には禁裏に進

の衣装裁許権の職分をめぐって争論を起こした。 (1) 徳井家に移ると、両家は陰陽師集団―具体的には南都声聞師―へその後、寛文期に土御門家当主の幼少を理由に陰陽頭の職が幸

享改暦であった。 そして、暦をめぐる権限の持つ意味が大きく変化するのが、貞

という制度が確立された。 (2) という制度が確立された。 (3) という制度が確立された。 (4)

#### [図] 年暦発行の過程

① [天文方] 推算·置閏朔望算出、曆草稿作成→ [土御門家] → ②

写本暦彫刻→ ⑥ [天文方] 写本暦校正、各地に配布 → ⑦

各地暦師・暦間屋] 地方暦発行(町奉行所・所司代などの経由機関

を除く。)

宝暦改暦~寛政改暦期間は土御門家が管轄

なお、貞享二年~元禄八年には④の過程が欠落するなど年代によって異同有り。

ここに、公儀によって編成された版暦制度と、それに基づく暦に関わる職掌が成立したのである。その際、渋川春海が土御門家の門人となったことは、両者の個人的親交に基づくとともに、朝の門人となったことは、両者の個人的親交に基づくとともに、朝廷の造暦権への配慮も含むものと考えられる。以降、天文方は幕廷の造暦権への配慮も含むものと考えられる。以降、天文方は幕廷の関係は、暦制上の新たな家職を生成する基礎となった。この関係は、暦制上の新たな家職を生成する基礎となった。なお、これと前後して、渋川春海は、土御門家―幸徳井家―渋川家(天文方)という序列を意識し、「四・五位」の官位補任を出川家(天文方)という序列を意識し、「四・五位」の官位補任を出原した。また、天和三年(一六八三)には「陰陽道支配事、自今即後所仰付安家也、存此旨可令下知諸国給者依天気執達如件」との霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が発給され、土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が成立したのである。その際、渋川春海が土御門家が陰陽道家職を独占し、陰の霊元天皇綸旨が成立した。

が確定した時期であるといえる。の地位とともに、造暦においても、天文方を門人とする職掌領域の地位とともに、追摩前後の時期は、土御門家が陰陽道本所として

#### 2宝暦・寛政改暦と暦制度

状況が発生していた。する。しかし、宝暦改暦から寛政改暦までの期間のみ、例外的な門家・天文方・幸徳井家の職掌の枠組は、原則的に幕末まで継続門家・天文方・幸徳井家の職掌の枠組は、原則的に幕末まで継続真享改暦の際に確立された全国的版暦制度と、それに伴う土御

宝暦四年(一七五四)に完成した宝暦暦は、観測の主要部分が

こでは、暦制度をめぐる職掌・権限の変化という点からこの改暦 追い込むといった人事上の事件や、朝廷勢力が主導した「復古的」 が持つ意味を考えたい。 事業による造暦水準の低さから科学史上の評価は低い。但し、こ 京都で行われたが、土御門泰邦が幕府天文方の西川正休を失脚に

師への支配を強めた。 を開始し、それを各地の暦師の開版の条件とするという形で、暦 の介入を根拠に、たとえば左のような形で暦師への「暦学」伝授 た。一件些細な変化であるが、土御門家はこのような作暦制度へ ことから、以後土御門家が年暦校正の工程に介入することになっ 先に述べた経緯により、宝曆新曆は土御門泰邦の著述となった

[史料一](16)

、此度新曆推歩御伝授之儀、私共三人江御免被為成下、 冥

加相叶難有奉存候

、私共御伝授推歩を以残り拾七人之者共江茂已来一統ニ暦 板下拵致さセ申度奉存候、私共ニおゐて少し茂勝手ヶ間敷

右之趣宜御披露奉願上候、 以上

宝曆七年

丁丑

儀仕間敷候御事

正月廿六日 飛鳥宮内

印

箕曲主膳 印

松村左京 印

土御門様暦御役所

また、暦法完成後、仙台天文方戸板善太郎ら諸藩の暦方にも暦

法「伝授」を行った。

[史料二](17)

曆法稿都合拾五卷遣之 後者、先安家江此書封付ニ而返入有之、一子相続人江者改而 家更可令相伝之条、従其方転伝堅不相成事、随而其方生涯之 雖為一子不許一覧、若一子并其高弟願許可者有之節者、従安 安氏曆法稿一部令相伝候、如誓約掟他見堅停止并弟子者勿論 如左

候者請書可被差越候、以上

依願可令相伝之条直二被相伝候事者堅停止之事、右被相心得

宝曆八 八月二日 土御門三位

戸板善太郎とのへ

の閲覧のために土御門家入門を迫っている。暦法に関わる知識を ここでも、宝暦新暦を「安氏(土御門家)」の暦法と称し、暦書

土御門家に帰属するものとみなすものであった。

根拠に、版暦者や暦方への影響力を拡大させていた。なお、こう して確立された役職により、土御門家には暦師からの上納金とい こうして、土御門泰邦は、新暦伝授・年暦校正に関わる権限を

う形での収入が加わることになった。 方、朝廷内部では、陰陽頭による宝暦暦の上表が問題となっ

ていた。

[史料三]

条書相渡、治部御承知、尚又追而今一往可申儀も可有之之由 而も当日二而も不苦候、表向束帯躰等ニ而奏達之儀ハ暦博士 候、新暦書是又附両人内々可被献候、献上ハ暦号定之前日ニ 存次第候、日時暦号定之義ハ其節御沙汰之上ならてハ難被計 申達候、改暦之事九月上旬ニ可被伺哉否之事、此儀ハ可為所 表向被上表度ハム、暦博士江可被申付候、改暦宣下之事別ニ 享度も陰陽頭為暦博士之後見之由、 ニ而無之候而ハ難相成候由申渡、 無之、右之表附両人被献候ハゝ、言上候上、被 一、土御門治部卿召寄(略) 可為勝手次第答了 表向上表ハ暦博士之職掌故、貞 両人心覚之〇〈右之趣〉 圓城寺殿日記御所見候、 聞食之由可 ケ

暦の導入が図られた。寛政暦は新たに幕府天文方に登用された高学知を背景とした麻田剛立門下の天文学者の台頭によって新たなはやくも宝暦十三年(一七六三)の日蝕予知に失敗し、さらに洋しかし、こうした体制は、寛政改暦を機に崩壊する。宝暦暦は、

結果、土御門家は、年暦の校正という業務を離れることになった橋至時を中心に作成され、改暦著述の名義も幕府天文方に移った。

のである。

でいる。 ではないことを指摘し、 (②) ではないことを指摘し、 (②) ではないことを指摘し、 (②) ではないことを指摘し、 (②) でいる。 ではないことを指摘し、 (②)

調進することになった。暦注は幸徳井家、調製は大経師が担当し、年暦も幸徳井が朝廷に暦以前の状態に復した。寛政暦以降、写本暦(暦草)は天文方が、正のして頒暦過程での土御門家の「家職」は否定され、宝暦改

業記』には、暦・天文に関する職掌は次のように記されている。(3)なお、文化年間に刊行され近世の公家家職を列挙した『諸家々

[史料四

之に依て土御門家ハ陰陽頭に任し幸徳井ハ陰陽助に被任候、道之事今以賀安両家之職掌に相成居候、尤堂上地下之差別有家則右晴明之末孫に候、中古より堂上に被相成候、乍去陰陽終道ハ古来賀茂・安倍両家之職掌に候、賀茂家ハ幸徳井と

基づいていると言えよう。こうした描写は、寛政改暦以降の当該領域に関する正確な認識にこうした描写は、寛政改暦以降の当該領域に関する正確な認識にのみ、という構図である。文化年間に書かれた『諸家々業記』の管して暦については「強て関係」せず、関東天文方を門人とする「暦」については幸徳井家が管轄し、土御門家は「陰陽道」を主体出勤文を奉らしむ、

禁中にて御大礼被執行候砌ハ御日取時取之議、予め彼家江被

台など一部の藩天文方の入門は存続した。一方、この段階では、天文方は依然土御門家の門人であり、仙

に、写本暦の伝達に関わり、年暦の作成に際して各地の暦師の暦た。さらに、宝暦改暦では、土御門泰邦による新暦の著述を根拠人とし、公的な作暦制度に関わり、暦の発行にも関わることになった。しかし、貞享改暦による幕府天文方新設を機に、天文方を門近世初期、土御門家はいったん「暦道」を幸徳井家の家職と認め以上述べてきた近世初期以降寛政改暦後までの展開を整理する。

いった。

草を校正する役割を果たした。

暦注に限定されることになった。家は作暦過程から排除された。幸徳井家においても、その管轄は土御門泰邦が主張した暦法著述に伴う権限は幕府に移り、土御門しかし、寛政改暦以降、幕府天文方による編暦が行われると、

このように幕府天文方と暦道幸徳井家との関係は、改暦事業・ で、幕府によって変動した。そして暦道という家職にともなう に、幕府によって決定されるものであり、公儀版暦制度における に、幕府によって決定されるものであり、公儀版暦制度における このような文脈では「天文」「暦」が「陰陽道」に従属するとい このような文脈では「天文」「暦」が「陰陽道」に従属するとい このような文脈では「天文」「暦」が「陰陽道」に従属するとい このような文脈では「天文」「暦」が「陰陽道」に従属するとい されていたのである。

## 一 天文門人と「家職」の展開

1寛政以降の暦学知と土御門家

ことで、寛政改暦以降の土御門家は、作暦・版暦から排除されて前章で述べたように、幕府天文方との技術水準の格差が進んだ

暦に結びつける正統性の根拠であった。作暦からの脱落の一方で、残された幕府天文方との門人関係は、土御門家の家職を天文・

側面について、家塾斉政館の活動を通して考えたい。伝の学芸―であることを改めて主張し続けたのである。こうした土御門家は「司天家」として、暦・天文の領域を自らの家職―家

「陰陽道」全般にわたる知識を扱った点にも特徴がある。 を対しては暦書の会読だけでなく、易占の会なども行われるなどをが『天官書』と『暦学疑問』の講書を行った。幕府天文方とのとが『天官書』と『暦学疑問』の講書を行った。幕府天文方とのの家塾は、当主自身の強い希望により開設され、土御門泰栄自の家塾は、当主自身の強い希望により開設され、土御門泰栄自の家塾は、当主自身の強い希望により開設され、土御門泰栄自の家塾は、当主自身の強い希望により開設され、土御門泰栄自の家塾は、当主自身の強いを表している。

が招かれ、後には皆川亀年らが塾の運営にあたった。開塾当初の都講には、河野通礼のほか、鈴木世孝・小嶋典膳、

として出版された。 三巻文政三年(一八二〇)・『星圖歩天歌』などが「斉政館蔵版」三巻文政三年(一八二〇)・『星圖歩天歌』などが「斉政館蔵版」も行われており、『陰陽方位便覧』全三巻や『暦学疑問』和刻本全このような人員を擁した斉政館では、暦学書・陰陽道書の出版

かれらの学問水準は、同時代の天文学者の中で必ずしも突出し

算家の注目を集め、交流を保つに足る要素を満たしたと言えよう。 (32) たものとは言えないが、天文・暦学・和算に関心を持つ各地の暦

響を保っていたといえる。 算家の注目を集め、交流を保つに足る要素を満たしたと言えよう。 算家の注目を集め、交流を保つに足る要素を満たしたと言えよう。 算家の注目を集め、交流を保つに足る要素を満たしたと言えよう。

格差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

林差として現れたのである。

係を次のように表現している。
景祐を中心に江戸で実行された。その際、天文方は土御門との関翻訳したラランデ暦に基づく暦が制定され、作暦の全作業は渋川天保改暦では、京都における観測は全く行われず、高橋景保が

[史料五] 33

仰出候而茂、此度者上京不仕御当地二罷在其儘改曆御用相勤 時者私共一同土御門家江入門茂不仕候間、追而御改曆之儀被 寛政度御改暦之節者天文方之者孰れも土御門家門人ニ御座候 同人江従属仕居候ニ付、上京之上改暦御用相勤候処、 当

候寛政暦五星法続録ニ者天文方何某と相認候、即土御門家江 但寛政度御改暦之御暦書ニ者私共御役名を相認不申、直ニ天 文生何某と相認候処、天保九戌年十一月廿六日御進献ニ相成

寛政度者従属仕、当時者随従不仕之分別ニ御座候

申度心得二御座候

礼的手続きをもって「家業相続」の体面を保ったとしている。(3) が行い得たのは、『暦理撰述』の禁裏献上・上表にすぎず、その儀 人関係までもが放棄された。天保改暦の全過程の中で土御門晴雄 この近世最後の改暦に至って、既に形骸化していた天文方の門

とした門人層の活動によって維持されることになる。 人関係も途絶した。土御門家の暦学における位置は、家塾を拠点 の暦法伝授を行うことは事実上困難になっていた。 このように、天保改暦によって、土御門家と幕府天文方との門

から疎外され、天文方との門弟関係も断絶した土御門家が門人へ

幕府天文方を除く天文門人の入門は存続したが、公儀作暦制度

### 2一九世紀社会と公家家職

版暦制度上の権限が決定的な意味をもっていたのである。 から説明されていた。しかし、ここまで述べてきたように、公儀(SS) 暦学の門人を抱えていたことは、「伝統的」な律令遺制という視点 従来の科学史的叙述では、陰陽道を家職とする土御門家が天文

ることは、医道・医学を家職とし、医者への許状を発行した典薬 拡大の基盤とする形態は、神道の白川家などでもみられた。また、 頭錦小路家でもみられる傾向であった。 科学知の普及によって成長した新たな職能集団にも本所が存在す 方、寛政期以降、家職の拠点として学館・家塾を置き、

諸流の上位に立つ学問的権威による自らの学知の社会的承認とい 領域として捉え、自らの学知的帰属先と見なしたのである。また、 算家の入門者は、暦算知を陰陽道(天文道・暦道)から派生した 自著出版を機に土御門家に入門したことに特徴がある。測量・和 **う潜在的需要に支えられていた。** 一九世紀における「科学知」と本所との結合という動向は、 土御門家の暦算門人は、和算・測量諸流で修学し、私塾設置

する献策を行った。この案は実現には至らなかったが、私塾など(38) と位置づけ、免許や番付の発行など、和算の流派を統合しようと の形で学問に関わった民間学者が求める本所像を示すものであろう。 天保期の土御門家家塾学頭小出修喜は土御門家を「数学の水上」 こうした本所的存在の潜在的需要について考える事例として、

について考えてみたい。学知とは若干性格の異なる事例に拠り、「一九世紀的」展開の特質

いう計画であった。 一し、秤座に類似する「尺改所」を土御門家が設け、専管すると一し、秤座に類似する「尺改所」を土御門家が設け、専管すると画策されたのは当時、用途や地域によって区々であった度尺を統門家周辺で持ち上がった「尺指一件」という事件である。その際ここで取り上げるのは、文化十一年から翌十二年にかけて土御

[史料六] (38)

口上覚

入れられず、頓挫した。

宜御沙汰希入存承候 履之助成二相成候者、深畏入可存、此段不苦筋二候者、 仰付、か様願度右等之存願者右度尺改之余分を以祭壇所永修 伝 之候趣承及候、家祖已来天文・地理・陰陽・暦術之業を令相 表江申立度、尤御差支も御座有間敷哉、御時宜之程何申度偏 所之儀ハ家僕浅野正親・養田多仲・大木舎人与申者共江被 様改所を相立、右於役所致精正候品を令授与候様致度、尤改 依之右三種合一之尺を以国々之度尺を相正、専衆人之惑無之 来候へ共、 度尺之儀、曲尺・呉服尺・鯨尺之三品有之、各物ニ随ひ取扱 度量ニ相携、 右制作之儀於国々随意致制作、 就中曩祖晴明 三種合一之尺を令制作候、 分厘差有之、 関東 人惑

二月 晴親

右者御所表江差出度、右ニ付即為内談伝奏方江差出置

易筋ニ候へ共、被勘考程候段書付」と再提出を試みたものの受け、地理・陰陽・曆術之業」だけでなく「度量」も含むという解釈が示されている。地域・用途によって異なる度尺の存在は当時別になっており、土御門家のねらいには妥当な部分もあろう。 この計画は武家伝奏を介して左大臣近衛基前へ提出されたが、「無不力との回答を得、土御門家のねらいには妥当な部分もあろう。 ここでは、陰陽頭である土御門家の「家祖以来」の職掌が、「天ここでは、陰陽頭である土御門家の「家祖以来」の職掌が、「天

の論「晴明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改 の論「晴明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改 の論「晴明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改 の論「晴明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改 の論「晴明三種合一之尺」は虚構であり、それによって「尺改

索した拡大解釈の方向性とその限界を示しているだろう。これらの事例は、本来の家職からの乖離しつつも土御門家が模

おわりに

以上、近世を通じた土御門家と暦道に関わる家職の展開・家職

家職であるのか、その解釈には変遷がみられたのである。の家職に含まれるのか、暦に関わるどのような範囲が土御門家の解釈の拡張と変質をめぐって述べてきた。暦がそもそも土御門家

のである。

「お動を通じて家職像を再構築し、様々な方向への展開を模索したいう枠組みと乖離する傾向にあった。そのなかで土御門家は、天文・暦道は、学問としての発展が家職となった。というとした。さらに、その体制からの脱落後は、学塾などのを築こうとした。さらに、その体制からの脱落後は、学塾などのである。

変化に対応する職掌範囲の拡張がみられた。
生御門家の場合、陰陽道本所としての排他的な陰陽師支配権は、上御門家の権限は、しばしば問い直されるものであった。の中で、土御門家の権限は、しばしば問い直されるものであった。の中で、土御門家の権限は、しばしば問い直されるものであった。の中で、土御門家の場合、陰陽道本所としての排他的な陰陽師支配権は、

認識する伝統的学問観の残存を指摘しうる。ながらも暦数・度尺・天文を一連のつながりを持った領域としての政期以降の家職の多角化・抽象化の背景に、科学知が普及し

たが、公家家職の歴史的展開を考える前提として、『諸家家業記』以上、本稿では近世における家職範囲の変遷についてのべてき

とめておく。(3)とめておく。(3)とめておく。

①古代以来の律令官制に由来する職掌―神祇官・陰陽寮

②家職化した宮中行事・朝廷文化の構成要素―有職・歌道・筆道

蹴鞠・琵琶

諸権門も本所となる)
③中世職人課役・職能民支配―鋳物師など(朝廷だけでなく地域

勿論、これらがすべて近世家職の歴史的前提となるわけではなの一つとして提示したい。 (写廷陰陽道祭儀) / 職能民支配/門人の多層性・本所本来の家業(宮廷陰陽道祭儀) / 職能民支配/門人の多層性・本所本来の家業(宮廷陰陽道祭儀) / 職能民支配/門人の多層性・本所本来の家業(宮廷陰陽道祭儀) / 職能民支配/門人の多層性・暦道に関わる上側で区分したとき、今回取り上げた陰陽道・暦道に関が、これらがすべて近世家職の歴史的前提となるわけではなの一つとして提示したい。

- 国家生活』(東京大学出版会、一九八六年)文館、一九八二年)、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ日本人の(1) 西山松之助『家元の研究 (西山松之助著作集一)』(吉川弘
- 本史大事典二』(平凡社、一九九三年)宗教』(東京大学出版会、一九八九年)、山口和夫「家職」(『日宗】(岩波書店、一九八七年)、のち『近世日本の国家権力と「金利彦」、近世国会における家職と権威」(『日本の社会史

んん三年)(3)橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家職」『書状研究』一一(一

 $\widehat{4}$ 

井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇

- 宗教者」『元禄の社会と文化』(吉川弘文館、二○○三年)他年)、西田かほる「近世の身分集団−信濃国における芸能的笹本正治『真継家と近世の鋳物師』(思文閣出版、一九九六七年)、林淳『近世陰陽道の研究』(吉川弘文館、二○○四年)
- (一九九〇年) 九九五年)、同「職人受領の近世的展開」『日本歴史』五〇五(5) 山口和夫「近世の家職」『日本通史近世四』(岩波書店、一
- 究』一五(二〇〇五年)他 遠藤珠紀「鎌倉期における暦道賀茂氏の変遷」『鎌倉遺文研明『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院、一九九六年)、
- て改めて取り上げる。『近世陰陽道組織の研究』(吉川弘文館、二○○九年)Ⅱ部『近世陰陽道組織の研究』(吉川弘文館、二○○九年)Ⅱ部(7)近世における暦制度と土御門家との関係については、拙著
- 類従完成会) (8) 注(5) 山口和夫「近世の家職」、『泰重卿記一』(続群書
- 文学研究科紀要』九(二〇〇三年) (9) 木村純子「中世興福寺と幸徳井家」『日本女子大学大学院

- (1)『泰重卿記一』(続群書類従完成会)元和二年八月一日条
- 徳井大黒一件」宮内庁書陵部土―八〇(11) 林淳『天文方と陰陽道』(山川出版社、二〇〇六年)、「幸
- 九八六年)、同『日本の暦』(雄山閣、一九七六年)(12) 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上・下(恒星社厚生閣、一
- 林淳「囲碁と天文―渋川春海異聞」(『文化史の諸相』吉川弘(1)「明時館叢書」巻四(東北大学附属図書館蔵林文庫二八六二)、して暦の研究を行っていた。
- 「諸国陰陽師之支配被勅許畢、家伝之祈祷弥無懈怠可抽精誠(15)宮内庁書陵部土―一一三「天和三年徳川綱吉朱印状」では、

文館、二〇〇三年)

之状如件」との文言になっている。

(16) 京都府立総合資料館蔵若杉家文書一一六「暦役所日記」

- (17)若杉家文書一一七曆方諸向往来日記」宝曆八年九月二日(仙
- が、版暦営業権の維持に伴う強制力を持つ物ではなかった。(18) なお、宝暦改暦以前にも天文修学を望む入門者は存在した
- (1)『広橋兼胤公武御用日記五』(東京大学出版会大日本近世史(19)『広橋兼胤公武御用日記五』(東京大学出版会大日本近世史
- 条(千種様・呼出、所司代切帋写)大経師降屋内匠調進候写(20) 若杉家文書一二三「天文曆方往来留」寛政十年六月二二日

徳井へ相達 [ ] 別紙之通ニ候間、為心得相達候」候筋ニも不相聞候付、当年・取斗方相改天文方之者・直ニ幸宝暦改暦以前迄者土御門家所知無之儀者、家道職掌等ニ拘リ宝暦取計方之儀、先達而相尋候上被申立候趣も有之候得共、本暦取計方之儀、先達而相尋候上被申立候趣も有之候得共、

(21) 若杉家文書一二三「天文暦方往来留」寛政十年十一月(勧) 若杉家文書一二三「天文暦方往来留」寛政十年十一月(勧) 若杉家文書一二三「天文暦方往来留」寛政十年十一月(勧) だっている。 まず (21) おり (21) おり (21) おり (21) おり (21) おり (21) おり (21) であっている。 まず (21) おり (21) おり (21) が (21

家・関東天文方へ申達伝授有之候様可致事」守・所望ニ付相伺置候処、此度者難準宝暦之例候間、土御門一、松平豊後守家来安家門生水間喜藤太暦法伝授之儀、豊後

様可被仰付旨之事

安家手放之姿ニ相成候故、年曆之儀如何体ニ候哉、(略) 誠政十年(一七九八) 五月廿八日条(武家伝奏宛土御門泰栄願政十年(一七九八) 五月廿八日条(武家伝奏宛土御門泰栄願政十年(一七九八) 五月廿八日条(武家伝奏宛土御門泰栄願) 国会図書館VF7―876、「寛政改曆御用諸覚書留」寛

31

(2)『改定史籍集覧』一七(近藤活版所、一九○二年)

ニ家業職掌之所も難相立甚歎ケ敷存候 (略).

学のために』二七〇(二〇〇八年、『近世陰陽道組織の研究』家―一九世紀日本における「科学」知の位相」『新しい歴史(24) 斉政館における活動の詳細については拙稿「陰陽道と暦算

(22) 宮内庁書陵部蔵土―四五『泰栄卿記』寛政十二年十一月七

所収)参照。

文化七年(一八一〇)著書に「応元暦書」など。(26)内舎人を勤めた地下官人でもあった。明和九年(一七七二)~

(27)「平安人物志」嘉永五年 (一八五二)版国際日本文化研究セ

年) 年) 小嶋濤山先生傳」『龍谷史壇』二八(一九四一(28) 川上正史「小嶋濤山先生傳」『龍谷史壇』二八(一九四一

福田復校により刊行された同名書は本書に基づく。(23)国文学研究史料館、ヤ五―一〇四。嘉永七年に白井為賀纂、

(3) 『啓迪算法指南大成』を出版した小野以正・越後直江津の小

『算法対数表』 修学、和田寧門下、普門に暦法を学ぶ。主著に『演段指南』

出長十郎先生伝』(非売品、一九一七年)宮城流・関流算法

小出脩喜(寛政九年~慶応元年長十郎、脩喜)小出植男『小

学校)開設、著書に『算学速成』・『算法早まなび』など。福福田金塘(文化三年~安政五年)大坂に貫通斉塾(今橋算

32

堂塾を開設、主著に『順天堂算譜』・『西算速知』など田理(文化一二年~明治二三年)は大坂南本町四丁目に順天

- (33) 東北大学附属図書館林文庫二八五五「改曆御用留
- (34) 若杉家文書一二五「天文曆方御日記」

<u>35</u>

前掲注 (12)

- 喜ヨリ土御門家ニ出セシ建議書写」(36) 東北大学附属図書館岡本写本一○三三「天保九年小出脩
- 『岩波講座天皇と王権を考える七』(岩波書店、二〇〇二年)念頭に置いている。間瀬久美子「被差別集団と朝廷・幕府」脇田晴子『日本中世都市論』で展開された座と本所の関係も脇田晴子『日本中世都市論』で展開された座と本所の関係も別野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九

<u>38</u>

宮内庁書陵部土—一〇「晴親卿記」文化十二年二月八日